

浴場に循環ろ過装置を設置している営業者の皆さん

レジオネラ症予防対策は万全ですか？

～入浴施設の衛生管理について今一度ご確認ください～

レジオネラ症は死亡者が発生するおそれのある感染症です。

浴場に循環ろ過装置を設置している施設は、レジオネラ対策を万全にする必要があり、次ので、次の6点を必ず実施してください。

●浴槽水を消毒してください。

塩素消毒は、遊離残留塩素濃度を0.2～0.4mg/L程度に保つていいか測定し、記録しましょう。

【注】濃度は、**残留塩素測定器**等で確認しましょう。特に利用者が多い時間は濃度が不足しがちです。また、温泉や薬湯では、塩素の消毒効果が低くなるため、管理に特別の注意が必要です。

●ろ過器の清掃・消毒を重点的に行ってください。

【注】ろ過器は、レジオネラ属菌が最も増殖しやすい箇所です。1週間に1回以上逆洗浄等の適切な方法で洗浄及び清掃を行い、生物膜を除去してください。
多孔質のろ材（麦飯石、セラミックボール等）に微生物を増殖させて循環水を浄化する設備は衛生管理が困難です。レジオネラ症発症の危険性が高いことを認識してください。

●浴槽水は1週間に1回以上、全量を交換してください。

●浴槽水の交換時には、塩素濃度を高めて浴槽水を循環させ、**配管内部を消毒してください**。また、この消毒に加え、**徹底的な配管洗浄を1年1回程度実施**しましょう。

【注】配管消毒の遊離塩素濃度は、一般的に10～50mg/Lが良いとされていますが、配管などの材質の腐食が憂慮される場合には、5～10mg/L程度で、浴槽水を数時間循環させましょう。
なお、排水に当たっては、必ず塩素の中和処理を行い、残留塩素が残っていないことを確認して放流してください。

●レジオネラ属菌の検査を1年に1回以上実施してください。

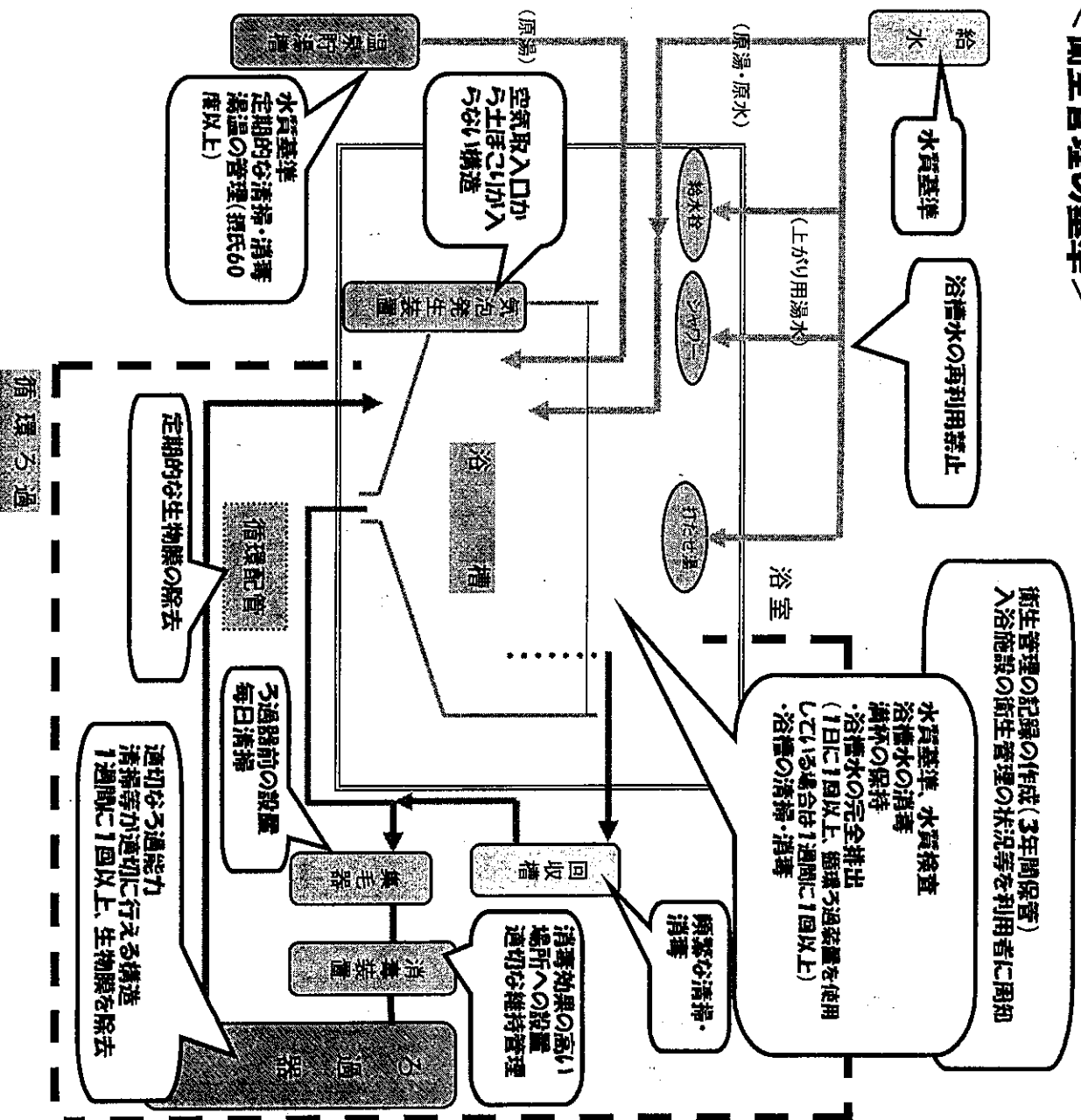
●浴槽水の消毒の状況やレジオネラ属菌検査結果、入浴施設の清掃・消毒の実施状況を**きちんと記録し、3年間保管**してください。

京都府丹後保健所 電話0772-62-1361
京都府生活衛生室 電話075-414-4757

京都府では、レジオネラ症の予防対策がより一層効果的に実施され、安心して府内入浴施設を利用していただけるよう、「京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例」を制定し、平成17年1月1日から施行しています。

条例に関する情報は、京都府のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.kyoto.jp/seikatsu/legi/index.html>

< 衛生管理の基準 >



温泉を利用している営業者の皆さんへ

～温泉法の改正により掲示項目が追加されました～
 その旨とその理由の掲示が必要です。
 掲示を行う際は、事前に保健所に届出をしてください。

◎◎◎温泉の表示にあわせ、衛生管理の公表に努めましょう◎◎◎